

千葉県往診体制広域連携支援モデル事業業務委託

仕 様 書 (案)

1 適用範囲

本仕様書は、委託者 千葉県（以下「甲」という。）が受託者〇〇（以下「乙」という。）に業務委託した「千葉県往診体制広域連携支援モデル事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用される。

2 本業務の目的

在宅医療を希望する県民は増加傾向にあり、在宅医療のニーズは増加・多様化が見込まれており、県民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるように、在宅医療提供体制の整備が求められている。

本業務は、在宅医療を実施しているもしくは始めようとしている医師の、急変時の対応にかかる負担の軽減を図り、在宅医療提供体制の拡充を促進するものである。

3 本業務の内容

本業務は、夜間や休日等に在宅医療を受けている患者の容態が急変し、往診が必要であると主治医が認めるが自ら対応できない時、主治医に代わり往診を行う医師（以下「代診医」という。）を紹介する体制を整える「千葉県往診体制広域連携支援センター」を運営する。

なお、業務の実施にあたっては、常に千葉県内の在宅医療に関する現状や、在宅医療に関連する国の法令、通知、検討状況等十分に把握すること。

(1) 体制の構築に関すること

ア 本事業の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は別表のとおりとする。

イ 乙は、対象地域の医療機関からの求めに応じて、夜間や休日等に代診医を紹介できる体制を構築する。

ウ 乙は、体制の構築に当たっては、対象地域の医療的資源や特性を考慮した上で、医療機関に代診医を紹介できる事業者（以下「協力事業者」という。）を確保する等、地域に適した体制を構築する。

エ 乙は、提供される医療（代診医）の質を把握し、向上に向けた取組を行う。

(2) 本事業の広報に関すること

千葉県オープンデータサイトで公開している病院名簿及び診療所名簿に掲載されている、対象地域の医療機関に対し、本事業に関する広報を行う。

なお、広報に当たっては、在宅療養支援病院・診療所等在宅医療をすでに実施している医療機関だけでなく、これから始めようとしている医療機関に対しても、積極的に広報を行う。

4 職員

本業務を施行するに当たり、乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、経験のある職員を配置し、かつ適切な人員を配置して、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

5 業務の進め方

(1) 乙は、本業務を着手するに当たり、甲に業務計画書を提出し、甲の承諾を受けるものとする。

なお、業務計画書には以下の内容を記載すること。

ア 業務の概要

イ 業務スケジュール、実施方法等

ウ 業務組織体制

エ その他

(2) 乙は、業務の遂行に際して、甲と十分に協議するものとする。この際、甲からの指示があれば、甲の指定する場所において随時協議に応じること。協議後は、その結果（概要）を取りまとめて2営業日以内に甲へ提出すること。

(3) 乙は、構築した体制に基づく代診医の紹介状況等、以下の内容を、甲に毎月報告するものとする。なお、協力事業者が複数ある場合は、協力事業者毎に記載すること。

ア 利用医療機関数（代診医の紹介を希望する医療機関に事前の利用登録を求める場合）

イ 登録患者数（代診医の対象となりえる患者の情報を事前に登録させる場合）

ウ 往診実績（医療機関数及び往診実施件数）

エ その他

(4) 乙は、業務の進捗状況について、甲から報告を求められたときは適宜報告するものとする。

6 業務の範囲及び監督

(1) 乙は、業務の遂行にあたり、当該契約に基づき、甲と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

(2) 乙は、本業務の施行上疑義が生じた事項、仕様書に明記していない事項については、甲と協議を行い、その指示に従わなければならない。

7 成果品の提出

乙は、事業実績等を記載した以下の成果品を、別に甲が定める期日までに提出する。

業務完了報告書 電子媒体：1部

(別表)

対象地域	印旛保健医療圏 (成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・ 富里市・酒々井町・栄町)
------	---